

## 生駒市建設工事総合評価落札方式（簡易型・特別簡易型）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、生駒市が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 総合評価落札方式の実施の対象となる建設工事は「生駒市建設工事総合評価落札方式実施ガイドライン」の実施方針に基づき選定するものとし、生駒市建設工事等入札参加者選定委員会（以下「選定委員会」という。）でその適否を決定するものとする。

（生駒市建設工事総合評価審査委員会）

第3条 総合評価落札方式による契約手続のうち、技術的な審査及び評価を行うため、生駒市建設工事総合評価審査委員会（以下「総合評価委員会」という。）を設置する。

2 総合評価委員会の組織は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

なお、審査内容により委員長が必要と認めるときは臨時委員を任命することができる。

3 委員長は、契約検査課長をもってあてる。

4 委員長の職務は、次に掲げるとおりとする。

（1） 委員会を招集すること。

（2） 委員会の会務を総理し、委員会の議事を運営すること。

（3） 委員会を代表すること。

5 副委員長は、委員長を補佐し、事故あるときは委員長の職務を代理する。

6 副委員長は、契約検査課課長補佐をもって充てる。

7 委員は、予算担当課長及び工事担当課長（予算担当課長と工事担当課長が同一の場

合は工事担当係長)をもって充てる。

8 総合評価委員会は、選定委員会の要請を受け、委員長が必要に応じて開催する。

9 委員会は委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

10 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合においては委員長の決するところによる。

11 前項の規定にかかわらず、委員長が会議を開くいとまがないと認めたときは、文書を用いて委員に議事を回議すること(以下「持回り委員会」という。)によって議事を決するものとする。

12 持回り委員会の議事に関する委員の意思表示は、回議に用いる文書への押印をもって表し、議事の決定は第10項を準用するものとする。

13 総合評価委員会の事務局は、契約検査課において行う。

(総合評価委員会の役割)

第4条 総合評価委員会は、次に挙げる事項について審査し、決定する。

(1) 総合評価落札方式による入札に係る申し込みのうち価格その他の条件が本市にとって最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)の決定に関すること。

(2) 施工計画及び企業の施工実績等(以下「技術提案」という。)の採否決定、審査及び評価に関すること。

(3) 総合評価落札方式による落札者の決定に関すること。

(学識経験者の意見聴取)

第5条 総合評価委員会は、総合評価落札方式を実施するに当たり、次の各号に掲げる場合において、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(1) 落札者決定基準を定めようとするとき。

当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項に関すること。

(2) 総合評価落札方式において落札者を決定しようとするとき。

予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格その他の条件が本市にとって最も有利なもの決定に関する事。ただし、前号の意見聴取の際に学識経験を有する者が、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があると意見を述べたときに限る。

(入札公告)

第6条 生駒市が総合評価落札方式で入札しようとする場合は、入札公告にて、次の事項を明示する。

- (1) 総合評価落札方式の実施工事であること。
- (2) 総合評価落札方式に関する提出書類に関する事。
- (3) 総合評価落札方式に係る落札者決定基準に関する事。

(入札参加希望者の提出書類)

第7条 入札参加希望者は、入札参加資格確認申請及び入札公告に明示した総合評価落札方式に関する提出書類を提出するものとする。

2 前項の規定により提出された書類は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 提出書類の作成に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 提出書類の返却及び公表は行わないものとする。
- (3) 書類の提出後における内容の変更は認めないものとする。

(技術提案のヒアリング)

第8条 総合評価委員会は、必要に応じて入札参加希望者から技術提案内容についてのヒアリングを行うことができる。技術提案のうち施工計画については、配置予定技術者に対してヒアリングを行うものとする。

(入札参加希望者に対する採否等の通知)

第9条 入札執行者は、総合評価委員会での審査結果を受けて、技術提案の採否の審査結果を入札参加資格の有無とともに入札参加希望者に通知するものとする。

(技術提案の採否及び入札参加資格の適否に対する説明)

第10条 技術提案が採用されない旨通知を受けた者又は入札参加資格がないと認められた者は、生駒市に対し通知の日を含む3日以内(本市の休日を含まない)に説明を求めることができるものとする。この場合においては、説明を求めることを記した書面(様式自由)を持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。

2 生駒市は、前項の規定に基づき説明を求められた場合は、書面により回答するものとする。

(総合評価の方法)

第11条 価格及び価格以外の要素に係る総合評価の方法は、標準点(100点)に落札者決定基準に定める評価項目ごとの得点の合計点である加算点を加えたもの(以下「技術評価点」という。)を、当該入札者の入札価格で除す次式で得られた数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

$$\text{技術評価点} = \text{標準点} + \text{加算点}$$
$$\text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格}$$

(落札候補者及び落札者の決定)

第12条 落札候補者の決定については、次に掲げるすべての要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。

(1) 入札価格が予定価格の範囲内にあること。

(2) 入札に係わる性能等が、入札公告等において明らかにした技術的要件における最低限の要求要件をすべて満たしていること。

2 評価値の最も高い者が2者以上の場合は、くじにより順位を決定する。

3 落札候補者が入札に参加するために必要な資格の審査において、資格を認められた場合、落札者に決定する。

(技術提案の履行の確保)

第13条 発注者は、工事の監督・検査に当たり、評価した技術提案の内容を満たしていることを確認するものとする。

2 受注者は、提示した技術提案については、そのすべてを施工計画書に記載し、履行を確保するものとする。

3 発注者は、技術提案の内容が履行されない場合、工事成績評定点数を減点するものとする。

4 契約後、技術提案履行による増額変更は行わない。ただし、自然災害等の不可抗力の場合はこの限りでない。

(その他)

第14条 この要領に定めのない事項及び運用に関して疑義が生じた場合は、選定委員会及び総合評価委員会の審議に付し対応するものとする。

附 則

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。